

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

平成27年9月8日（火）午前11時開会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項
 - (1) 議案第43号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (2) 議案第44号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (3) 議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
4. 閉 会

○出席委員（12名）

委員長	今 村 好 市 君	副委員長	亀 井 伝 吉 君
委員	小 林 武 雄 君	委員	針ヶ谷 稔 也 君
委員	本 間 清 君	委員	島 田 麻 紀 さん
委員	荒 井 英 世 君	委員	小 森 谷 幸 雄 君
委員	延 山 宗 一 君	委員	黒 野 一 郎 君
委員	市 川 初 江 さん	委員	青 木 秀 夫 君

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 原 実 君
教 育 長	鈴 木 優 君
町 長 補 佐	中 里 重 義 君

総務課長	根岸一仁君
企画財政課長	小嶋栄君
戸籍税務課長	丸山英幸君
環境水道課長	荻野恭司君
福祉課長	小野田博基君
健康介護課長	落合均君
産業振興課長	橋本宏海君
都市建設課長	高瀬利之君
会計管理委員会 教育委員局長 農業委員局長	山口秀雄君 田本孝海君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根岸光男
庶務議事係長	川野辺晴男
行政安全係長兼 議事事務局書記	小林桂樹

開 会 (午前11時00分)

○開会の宣告

○事務局長(根岸光男君) それでは、ただいまより予算決算常任委員会を開会させていただきます。

○委員長挨拶

○事務局長(根岸光男君) 開会に先立ちまして、今村委員長よりご挨拶をいただきます。

○委員長(今村好市君) 引き続きお願いをしたいと思います。今定例会におきまして、予算、補正予算については本委員会に付託をされております。予算審議ということでございますので、委員並びに執行部の皆さんについては、活発な議論をお願いをしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局長(根岸光男君) それでは、これよりは今村委員長を座長に、進行をお願いしたいと思います。

○議案第43号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について

議案第44号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

○委員長(今村好市君) 付託されました議案第43号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第4号)から議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)までの3件について審査を行いたいと思います。

初めに、議案第43号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について、担当課長からの説明をお願いいたします。

小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) それでは、議案第43号であります平成27年度一般会計補正予算(第4号)につきまして、説明をさせていただきます。

今般の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,445万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ55億2,158万円とするものでございます。それと、今般の補正につきましては、地方債の補正もでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。この第1表、歳入歳出予算補正につきましては、町長の提案理由のとおりでありますので、内容的には省略をさせていただきたいと思っております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。第2表、地方債補正でございます。今回の地方債補正につきましては2件でございます。まず、公共事業等債(国営附帯県営農地防災事業)、北部用水路の関係でございますけれども、340万円の限度額を380万円に増額するということでございます。これは、事業内容の変更に伴います補正ということになってございます。

次に、臨時財政対策債でございますが、2億5,000万円を2億7,060万円の増額ということでございますが、これは臨時財政対策債の借入れの限度額の決定によります今回の増額となっております。

続きまして、5ページの歳入歳出予算補正事項別明細書でございますが、第1表の明細でございますが、5ページ、6ページにつきましては概要でございますので、省略をさせていただきます。

7ページをお願いしたいと思います。歳入の明細でございますけれども、14款1項1目民生費国庫負担金でございますが、702万7,000円の追加でございます。障害者福祉費負担金につきましては、歳出の3款1項3目の障害者自立支援事業の国庫負担分を計上するものでございます。また、児童福祉費負担金につきましては、歳出の3款2項2目の保育園広域入所事業の国庫負担分を計上するものでございます。

続きまして、14款第2項1目総務費国庫補助金でございますが、94万5,000円を追加するものでございまして、説明欄のとおり、個人番号カード交付事務補助金もしくは選挙人名簿システム改修費補助金として国から受け入れるものでございます。

続きまして、2目民生費国庫補助金ですが、34万円の追加でございます。2節地域生活支援事業補助金としまして国負担分を34万円受け入れるものでございます。

15款第1項県負担金、1目民生費県負担金でございますが、総額で351万3,000円を追加するものでございますが、説明欄のとおり、障害者自立支援事業として県負担分を50万円を受け入れるものでございます。

次のページ、8ページをお願いしたいと思います。同じく民生費の県負担金でございますけれども、児童福祉費県負担金としまして、先ほどの歳出の3款2項2目の保育園の広域入所事業の県負担分を受け入れるものであります。

続きまして、15款第2項県補助金、4目農林水産業費県補助金です。268万円の追加でございます。説明欄にありますとおり、農業基盤整備促進事業としまして寄井地区、そして238万円を県から受け入れるものでございます。それと、ぐんま緑の県民基金事業費補助金、これは具体的には中学校の事業であります林間学校に対する補助金でございますが、30万円を群馬県より受け入れるものでございます。

続きまして、8目消防費県補助金でございますが、4,200万円の追加でございますが、これは群馬県の再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金、いわゆるグリーンニューディール基金ですが、今般の事業が、補助金が決定になりましたので、今回県より受け入れるものでございます。歳出につきましては、9款1項4目の公共施設太陽光発電設備事業に10分の10というような負担で受け入れるものでございます。

続きまして、9ページをお願いしたいと思います。中段の17款第1項寄附金でございますが、ふるさと納税としまして17万円、指定寄付金としまして13万3,000円を受け入れるものでございます。指定寄付金につきましては、介護予防事業もしくは交通対策事業の財源として充当してございます。

19款第1項1目繰越金でございますが、577万3,000円の追加でございます。前年度繰越金として、今般の補正財源として受け入れるものでございます。

続きまして、10ページをお願いしたいと思います。20款第4項2目農林水産業費受託事業収入42万円の追加でございますが、説明欄のとおり、農地中間管理事務受託事業収入として、県の農業公社、農地中間管理機構より42万円を受け入れるものでございます。

21款町債につきましては、先ほど地方債補正のところの説明のとおりであります。国営事業等債に40万円、臨時財政対策債に2,060万円を追加するものでございます。

続きまして、歳出に移りたいと思います。11ページをお願いしたいと思います。2款第1項1目一般管理費105万2,000円の減額でございますが、これは臨時職員の経費でございます。次の12ページの個人番号カード交付事務への臨時職員の経費の振りかえによる減額となっておりますので、12ページに同額が計上されてございます。

1つ飛ばしまして、13目の交通対策費25万円の追加でございますが、町営駐車場運営事業としまして修繕料でございます。出入りロゲートの修繕ということで25万円の追加をさせていただきます。

続きまして、12ページをお願いしたいと存じます。2款2項2目賦課徴収費383万円の追加でございますが、町税の過誤納還付金としまして383万円の追加でございますが、執行状況からの今後の見込み額を追加するものでございます。

続きまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、204万7,000円の追加でございます。説明欄のとおり、個人番号カード交付事務としまして、主に印字プリンターの機器の購入費97万1,000円を追加、それと先ほど11ページにありました、総務管理費より臨時職員の経費を計上するものでございます。

続きまして、13ページをお願いしたいと存じます。2款4項1目選挙管理委員会費91万8,000円の追加でございますが、これは選挙人名簿関連のシステムの改修費用でございますが、来年度から選挙対象が18歳以上になるということで、そのシステム改修に必要な支出を追加するものでございます。

続きまして、下段の統計関係については説明を省かせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております

続きまして、14ページをお開きいただきたいと存じます。3款1項2目高齢者福祉費255万円の追加でございますが、内容としましては説明欄のとおり、介護慰労金310万円の追加でございますが、この介護慰労金につきましては介護保険特別会計で実施をしておる事業でございますが、介護保険の地域支援事業実施要綱の改正によりまして、地域支援事業のほうでは今般の改正により被該当者が大変多くなります。その要綱の改正前と同基準で支給をするということで、今般、介護保険の特別会計より一般会計のほうに振りかえをし、一般会計より介護慰労金を支給したいというふうを考え、今回の予算計上となっております。

そのほか介護予備品の購入並びに介護保険特別会計への繰出金が60万5,000円の減額となっております。この減額につきましては、介護慰労金の関係がございまして、介護保険特会で介護慰労金を支給する場合、町からの負担というのがございます。今回310万円の追加に対しまする介護保険特会での負担が60万5,000円ですので、その分が一般会計から減額になるというようなことになってございます。

続きまして、3目障害者福祉費267万9,000円につきましては、執行状況により、今後の見込み額を追加するものでございます。

次に、3款2項2目児童措置費でございますが、2,002万円の追加でございますが、主なものは広域入所委託事業でございまして、入所対象児童の増ということで今回追加をするものでございます。

続きまして、15ページをお開き願いたいと思っております。3款2項3目保育園費48万8,000円の追加並びにその下の段になりますが、同じく3款4項災害救助費20万円の追加でございますが、それぞれ、保育園の関係につきましては、今後の見込み並びに検査料の増ということで追加をさせていただくものでございます。また、災害見舞金につきましては、執行状況から今後の見込み額を推計し、追加するものでございます。

続きまして、16ページをお開きいただきたいと存じます。1つ飛ばしますけれども、6款1項3目農業振興費でございますが、200万円の追加でございますが、季楽里農産物直売所への補助金の追加計上でございます。

5目農地費でございますが、全体で544万7,000円の追加でございます。説明欄のとおりでございますが、農業基盤整備促進事業寄井地区として、関係者の同意がそろったため、今回の計上となっております。ま

た、国営附帯県営農地防災事業につきましては、北部用水路の関係でございますけれども、事業の内容変更による追加となっております。それに、県営五箇谷地区ほ場整備事業につきましては、試掘調査が必要になったということで、試掘調査料の追加として29万1,000円を追加するものでございます。

次に、農地防災遊水池維持管理事業でございますが、仲伊谷田遊水池の関係でございますが、除草等の管理として100万円を追加し、損害賠償、ハウレンソウでございますが、37万9,000円を追加するものでございます。また、先ほどこの37万9,000円に対しまして全国町村会総合賠償保険の適用になるということですが、この保険金の請求につきましては、賠償金を支払い、和解が成立した後の請求、申請となりますので、保険金額が確定次第、歳入補正とすることとなりますので、申し添えます。

次に、農地中間管理事業でございますが、群馬県の農地中間管理機構の歳入と同額を支出するものでございますけれども、JAに委託をするものでございまして、マッチング委託料としまして42万円の追加でございます。

続きまして、17ページをお願いしたいと思います。6款1項7目農村環境整備費でございますが、30万円の追加でございますが、歳入で説明しましたとおり、ぐんま緑の県民基金事業としまして、具体的には小学校の林間学校に対する補助ということで30万円を追加するものでございます。

続きまして、9款1項4目防災対策費でございますが、4,200万円の追加ということで、歳入でも申し上げました同額を補正するものでございます。公共施設再生可能エネルギー等導入事業としまして、具体的には中央公民館、東小学校、北小学校の3カ所に太陽光パネルを設置するというような事業となっております。

続きまして、10款2項小学校費、1目学校管理費でございますが、119万円の追加でございます。小学校の施設維持管理費、モルタルタイルの修繕及び非常用放送設備の改修ということで今般の補正をさせていただくこととなります。

次に、18ページをお願いしたいと存じます。10款第3項中学校費でございます。1目学校管理費でございますが、90万1,000円の追加でございます。中学校運営費に21万8,000円の追加ございまして、説明欄のとおり、3つの項目を補正をしたいと考えております。また、中学校施設維持管理費のところでございますが、PCB廃棄処分委託料、具体的には、このPCBというのはポリ塩化ビフェニルということでありますが、このポリ塩化ビフェニルのコンデンサーが今中学校にあるそうです。その廃棄をするのに、遠く北海道まで運ぶというような内容だそうです。このようなことで68万3,000円の処分料の追加をさせていただきます。

最後ですが、10款4項文化財保護費でございますが、5万4,000円。台風によります頼母子のシダレザクラの剪定としまして5万4,000円を追加するという内容になってございます。

最後のページ、19ページでございますが、地方債の前々年度末及び前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、一番左から2列目でございますが、前々年度末現在高、25年度末ということになります。このような数字になっております。前年度末、これが26年度末でございますが、全合計額となっております。今般の補正も加えまして、一番右の欄、当該年度27年度の見込みでございますが、27年度、28年3月31日現在で、見込み額としまして37億9,009万8,000円の地方債の残高が見込まれるというような資料になってございます。

以上、平成27年度一般会計補正予算（第4号）に関する説明とさせていただきます。

○委員長（今村好市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。

なお、各委員からの質問は1回の質問に対しまして1項目として、各委員から質問が一巡した後、2回目の質問に入ることになっておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、質疑ありませんか。

延山委員。

○委員（延山宗一君） それでは、質問をさせていただきます。

17ページなのですけれども、防災対策費として太陽光エネルギーのパネルを設置をするということなのですけれども、中央公民館、東小、北小にそれぞれ設置をするというような計画の中で進んでいるわけなのですけれども、今回4,200万円ということで追加が出されております。これについての内訳を聞かせていただきたいと思います。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） それでは、ただいまの質問ですけれども、防災の関係ということで、群馬県が行います再生エネルギー等の導入推進基金ということでございます。費用の内訳ということですが、4,200万円の内訳、3カ所へ設置をするわけなのですが、1カ所1,400万円で3カ所分になります。設計とパネル設置工事等を含めまして、1カ所1,400万円ということで見積もっております。

今回ちょっと、3カ所のみになっておりますけれども、今回は追加募集ということで、どういうところにどういう目的で設置をするかということで審査等がありました。町のほうから、できれば全箇所、避難場所として指定しております各地区小学校等に、できれば全地区とは考えましたけれども、今回そういった審査を考えまして、防災拠点で特に重要なところということで先ほどの3カ所を選ばせていただいております。

例えば中央公民館におきましては、もし役場が地震等で潰れた場合に、本部機能をそちらに持っていくこととなります。それと、各地区小学校がありますが、その中で特に東と北小になった理由は、もし水害が出た場合に、北小と東小以外は1階の職員室が水没をするということが予想されております。そうしますと、今回パネルを設置しまして、その電力をどう使うということが課題として報告にあるのですけれども、それは通常の使い方としましては、職員室、学校で一番機能を持つところ、職員室の電源を補助するということが理由のほうを挙げさせていただいております。そうしますと、先ほど申しましたように、職員室が水没しないということを考えますと、東と北小ということになりまして、そのほかの学校もできれば、考えてはいたのですけれども、そのような理由から、今回3カ所町として厳選をさせていただきました。

先ほども言いましたが、内訳はそれぞれ1,400万円ずつということになります。

以上です。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 1,400万円で3カ所、では同パネル数で設置をされるということの理解ということでよろしいのかなと思うのですけれども、そうしますと買い取り価格、そしてまたこれでどの程度の金額がこの太陽光によって得られるのかお願いをしたいと思います。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 今回設置しますパネルは、規格が全て決まっております、出力が10キロワットです。ということで、現在使われている電気料金等で換算しますと、1カ所当たり大体7万円程度の節約になるという試算が出ております。現在1年間に、では幾ら電気代があるかということを見ますと、中央公民館で約438万円、東小学校が約257万円、北小学校で191万円という金額でして、そこからそれぞれ7万円程度が節約できるという計算にはなっております。

ですから、今回は金額的にはさほどではありません。一番の目的は、この項目にありますように、災害時どうやって電源を確保するか、機能、中枢となる避難所の場所にどう電源を確保するかということが一番のメインですので、金額的にはさほどの金額ではないということをご了解願いたいと思います。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 7万円ということで、金額的にはそう大きくないのですけれども、説明のとおりかなと思うのですけれども。

東と北ということになるわけなのですけれども、今後南も当然必要になってくるのかな。水没をするということになっていくわけなのですけれども、やはり防災の拠点ということもありますので、当然南、そしてまた西も、当然新庁舎、それと中央公民館に設置をされるのであるのですけれども、非常に広範囲の場所になっておりますので、西も当然考えていかななくてはならない。補助が受けられるものであれば、当然そういうふうな補助の中でも対応していくということも必要なのかなと、そんなふう思うのですけれども、今の状況で言うと、太陽光というのは非常に節約の第一歩かなという気がしますので、その辺について、今後また検討する考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 結論から申し上げます、ぜひそういう、国、県のほうから補助金等が出るようならば、これからもそれを活用しまして、未設置のところには広げていきたいと思っております。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 12ページで、恐縮ですけれども、総務費の中の賦課徴収費ということで383万円追加ということで、先ほど説明の中で、見込み額というようなことでちょっとお話があったかと思うのですけれども、基本的に過誤納還付金ということで、取り過ぎたということでの返還というふうな形で理解しております。例年こういった形で、還付しなければいけないであろうというふうなことが例年見込まれているのか。あるいは何か将来的に、年度内で、こういったもので還付しなければいけないというふうなことが、単年度なのか、例年、毎年こういった形で、見込み額というような形で、ちょっとその辺定かでないのですが、どのような考え方でこういった形で、見込み額という形で、確定していないのでしょうか、還付金の額を算出しているのか、その辺の説明と、例年等どんな関係になっているのかも含めてお答えをいただければありがたいなというふうに思いますが。

○委員長（今村好市君） 戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○**戸籍税務課長（丸山英幸君）** ただいまの還付金のご説明なのですが、当初予算のほうで250万円程度計上しているのですが、やはり還付金というのはその年によって変動がかなりあります。今回、現在7月末までの段階で約230万円の支出が既にもうされておりまして、今後、383万円補正をさせていただいたのですが、これにつきましては、昨年の9月以降で還付金が発生したものを一つの参考とさせていただいて計上しております。これは見込みですが、やはり予算がないと、もし還付金が発生したときに即座に返還ができないと。場合によっては還付加算金を支払う可能性もありますので、ある程度予算を確保しておかないと還付加算金まで支払うということになりますので、ある程度の予算を確保したいということで今回補正をお願いしております。

○**委員長（今村好市君）** 小森谷委員。

○**委員（小森谷幸雄君）** 安全装置、予防装置ということなのでしょうけれども、一つ参考のために、具体的にはどういった形で例年還付金の事案が発生するのか、その辺の状況についてお答えいただければありがたいと思いますが。

○**委員長（今村好市君）** 戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○**戸籍税務課長（丸山英幸君）** このところ多いのが、所得税の還付申告が多くなっております。その内容としては、扶養控除を取り忘れていたので、過去にさかのぼって申告をする場合、それと医療費控除を過去やっていなかったの、その分を追加でお願いしたいというような事例がこのところ多くなっております。あとは、まれに、会社の法人のほうで償却資産の申告を毎年してくるのですが、やはりちょっとした間違いがあったと、過大に申告をしてしまったので、その分を修正をしたいというような事例も起きております。

以上でございます。

○**委員長（今村好市君）** ほかに。

荒井委員。

○**委員（荒井英世君）** 18ページをお願いします。教育費の学校管理なのですが、中学校施設維持管理、PCBポリ塩化ビフェニルですか、その廃棄処分委託料ですが、これについて、よく学校で問題になるのがPCB使用の蛍光灯なのですが、今回はコンデンサーですが、これはずっと保管していたのですか、中学校で。

○**委員長（今村好市君）** 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○**教育委員会事務局長（多田 孝君）** ただいまの荒井議員さんからのご質問ですが、こちらのPCBの関係のコンデンサー、しばらく中学校のほうで隔離をして保管をしていたというものになります。

以上です。

○**委員長（今村好市君）** 荒井委員。

○**委員（荒井英世君）** このPCB使用の関係ですが、昭和47年の9月の段階で製造中止になっているということなのですか。そうしますと、例えばほかの小学校がありますけれども、ほかの3つの小学校、そこはどうなのでしょう。

○委員長（今村好市君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） PCBの関係、ほかの学校ということですが、西小学校に同じようなコンデンサーが1つございます。今のところ保管をしていると、同じような状況で保管をしている状況にございます。

以上です。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） そうしますと、この処分の、例えばいついつまでに処分しなくてはいけないとか何かあるのでしょうか、決まり事。

○委員長（今村好市君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 一応規定がございます。これにつきましては、PCB特別措置法がございまして、そちらによりまして具体的には県から指示がございます。今回もその指示によりまして、中学校のほうが該当しまして処理を行うということになってございます。

以上です。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） そうしますと、期間の関係ですけれども、私がちょっと調べた段階では、2016年の7月までに処分しなくてはいけないという、ちょっと聞いているのですけれども、そうしますと西小の関係が、例えば今保管しているということですよ。いずれ西小の関係もやっぱり処分しなくてはいけないと思うのですが、その辺はどうですか。

○委員長（今村好市君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） もちろん西小にあるコンデンサーにつきましても処分をすることになるかと思いますが、その時期につきましては、まだ連絡がありませんので、いついつということは申し上げられません。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

次、黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 済みません、16ページなのですけれども、事業仕分けでも出ていたとおり、農地防災事業の関係の除草云々ですけれども、二百何万円の予算がある中で、もうそれは使い切ってしまったのか、いや、予想で恐らく足りないから100万円追加か、その辺をひとつご説明ください。

○委員長（今村好市君） 産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 農地防災事業の追加予算のご質問なのですけれども、これにつきましては昨今の損害賠償の反省ということで、今回正式に、あそこの施設をきちんと除草して集草した場合にどれくらいかかるかというような積算を、県の資料等をいただいて積算をしまして、それにかかわる経費、それと既に春先、シルバーさんに頼んで使った経費を差し引きますと、約100万円の不足が発生するというような形

の中での追加というような形でございます。ですから、全体で今後200万円ちょっと超えるぐらいの形での除草作業を実施していきたいということで考えております。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） これから、まだ残はあるけれども、プラスで、積算の中でかかるだろうと。事業者は決まっていますけれども、まだ今9月ですから、草もこれから伸び悩んでくるかなと思いますけれども、ぜひかからないような方法論、かなり事業仕分けではいろんなご意見が出ましたので、できればこの100万円が残るぐらいの、そういった中でのご検討をお願いしたいと思うのですけれども、よろしく願います。

何かあったら。

○委員長（今村好市君） 産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） いずれにしても、ご提言いただいたとおり、マックスでの金額というような捉え方ですので、その辺につきましては、執行方法等については十分検討いたしまして、できるだけ完璧な形を低廉な価格でできるような工夫はしていきたいということで考えておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） ほかに質疑ありませんか。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 14ページの保育園の広域入所委託事業というのですけれども、2,000万円追加となっているのですけれども、これはもとの金額は幾らある金額で2,000万円追加になっているのか。この広域の保育所委託事業って何人ぐらいの子供がいるのか。結構金額はありますよね。2,000万円と。そのもとの金額があって、30人も40人もよその町の保育園に行っている人がいるということになるわけですか。そういうのを具体的に、その数字、人数とか、1人幾らぐらい金額がかかっている、年齢にもいろいろあるのでしょうか、平均どのぐらいかかっているのだとか、その辺ちょっと説明いただけますか。

○委員長（今村好市君） 福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 広域入所の関係につきましてご説明を申し上げたいと思います。

議員ご承知のとおり、27年から子育て新法ということで新しい制度が入りました。その中で、今まで保育園だけが役所を通じてやりとりしていたものが、こども園が入ってくるということになります。したがって、そのこども園の部分。

それと、もう一つ予算書の中で、広域入所と普通の町内の入所というふうになっていたのですが、このこども園の部分が、予算当初はなかなか見えない部分がありましたので、旧来どおりの予算をつけさせていただいてたと。それで、今後を考えたときに、新制度に合った形の中で予算編成をしていったほうがいいだろうということで、今回その部分を広域入所。要するに今までの広域入所というのは、保育園だけの広域入所をやっていたのですが、そこが今後は当然こども園も町の認定となります。

今まで教育委員会の中で施設と利用者の契約になっていたのが、今度は認定という形で1号、2号、3号。

それがこども園の部分も増えてくるということになると、当然保育園の部分とこども園の広域ということで、具体的に言うと栃木県藤岡のふじおか幼稚園、それと館林市の富士幼稚園、こちらに町内の方がこども園のほうに行っているということで、人数の関係ですが、ふじおか幼稚園に34名行っております。それと、富士幼稚園に2名。これは、幼稚園といいますがこども園です。こども園に行っております。そういう形で、あと普通の保育園の広域入所が7名いますので、全部で43名、これが町外の保育園あるいはこども園に行っている。

議員さん先ほど申されたとおり、基本額、年齢によって全然違っています。当然ゼロ歳児ということになると15万円とかかかってしまいます、月。それと、1号で一番安いほうでも3万円。基本的に今回平均的にいきますと4万円程度です。その12カ月の43、そうすると2,000万円を超えてしまうということになりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 今年度からこども園がスタートしたので、こういうふうになったわけだ。ということは、そのまきば幼稚園もこども園になったのでしょうか。そうすると、逆にあそこへも、よその館林あたりからも、明和とか、来ている人もおるのでしょうか。そうすると、そのまきば幼稚園で預かっている分については、この板倉町に広域入所ですって入ってくる部分もあるわけですか。何十人かいれば、また何千万円という金が入ってくるのですか。

○委員長（今村好市君） 福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） まきばは町内にありますので、新年度の当初予算のときには大方予算計上させていただいております。今議員のご質問ですが、これは館林市のほうからまきばのこども園のほうに直接行ってしまいますので、町から行く分というのは、町の、要は園児の部分……

[「向こうから来たから、向こうから入ってこないかいと言ったんだ、今」と言う人あり]

○福祉課長（小野田博基君） だから、向こう……

[「館林から」と言う人あり]

○福祉課長（小野田博基君） 館林市からは園のほうに行くだけです。園のほうへ直接行ってしまいます。だから、板倉のまきば幼稚園分は、板倉の園児数の分だけが行きます。一般会計に入ってきません。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） そうすると、例えばここに2,000万円追加で出たでしょう。このお金は、ふじおか幼稚園にダイレクトで行ってしまうわけね。

[「そうです」と言う人あり]

○委員（青木秀夫君） そうすると、どうになってしまうのだろう。今までより……だってふじおか幼稚園というのは、これを運営するのに、どうなっているのだ、これ。今までと違うのは。

○委員長（今村好市君） 福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） ふじおか幼稚園を例に挙げますと、例えば栃木県の藤岡町ですよね、所在地が。だから、藤岡の子がほとんど行くかとは思うのですけれども、その藤岡のこども園に行っている藤岡町から行ったのと、例えば板倉から行ったのと。だから、要は請求書が藤岡のこども園からは、栃木市ですね、済みません、藤岡町はなくなっていました。栃木市と板倉町、それともし館林のほうから行っていれば館林市のほうへ請求が来る。園のほうから来るということです。その辺がちょっと保育園と違うところですかね。保育園については、各市町村を通じて、市町村からその保育園に行く。あるいは館林の子が板倉の保育園に来ていれば、板倉の一般会計に入ってくるというところですが、そこが私立のこども園についてはちょっと違って来る。

本当に新制度なので、我々事務をやっている頭がちょっと混乱するときがあるのです。そういうところでご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） それで私もわからないので。今まではあれでしょう、広域入所は、館林の人が板倉に来ていれば、1回板倉にお金が入って、そこから経由、それで運営していたわけでしょう。今度こども園は違うのだ。

〔「こども園は違います」と言う人あり〕

○委員（青木秀夫君） 仕組みが違うのだ。何だかわからなくなってしまったけれども、随分。

こども園をスタートすることによって、では行政の負担は増えたわけかい。だって、保育園とこども園というのは仕組みは違うのだらうけれども、こども園をやることによって、何かいろいろ、幼稚園と保育園とミックスさせたのがこども園だということでスタートしたわけなのですからけれども、こども園というのは保育園と幼稚園と二本立ての会計でやっているのかい、会計が。

○委員長（今村好市君） 福祉課長。

〔福祉課長（小野田博基君）登壇〕

○福祉課長（小野田博基君） 二本立ての会計ということではなくて、こども園については認定の中でやっていく。例えばまきばも同じです。あと、ひまわり幼稚園ありますね。これは、今までの私学助成制度でやっていますので、そのままの形態でやっていくという。だから、そういうところが非常に混乱して、我々事務をするほうも、先ほども申し上げましたけれども、混乱してしまうという、なれるまで多少時間が必要かなと思うのですが、青木議員が混乱してしまうのも、我々事務職としても非常に苦慮しているところなので、理解するところでございます。

以上です。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） これは、国の政策にごまかされているのではないの。だって、いい、課長、今までは保育所だと、保育所の運営に国とかいろんなところから金が出てきたわけでしょう。町も負担している。それで、よその人を預かって負担するから、よその町が、例えば館林市が板倉町に対してその負担分を、委託しているのだから、お金が来たわけでしょう。そうすると、例えばふじおかこども園というの、これは栃木市から金が来ているのではないのかい、運営費が、栃木市から。それを、板倉の人間を預かったから、栃

木市としては、人のうちの子を預かったのだから、その費用を板倉町からちょうだいというので、預かって持っていつているのがこの委託料ではないのかい。そうすると、栃木市に払って、栃木市が……栃木市は既にふじおかこども園にお金を出してあるのだから、その分を板倉が栃木市に払うのと違うの。

○委員長（今村好市君） 福祉課長。

○委員（青木秀夫君） そうすると、ダイレクトで直接ふじおかこども園に払うとすれば、その分は栃木市は払わなくて済むのではないの。そういうことになるのでしょうか。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） ちょっとお答えさせていただきますが、ではちょっと話をすりかえまして、まきば幼稚園で説明させていただけますか。まきばも同じですよ。

そうしますと、まきば幼稚園のほうが館林からも来ています。それは、館林からまきばこども園のほうにお金が入ってきます。板倉は板倉の人数分だけが行っています。ちなみに、ちょっと時間ください。人数を調べます。

○委員（青木秀夫君） 館林から来た人の分を板倉は、では……

○福祉課長（小野田博基君） 払わないです。

○委員（青木秀夫君） 払わなくていい。

○福祉課長（小野田博基君） 館林からは、館林市からいただきます、園のほう。それなので、板倉の子供分だけがこども園のほうに行きます。

○委員（青木秀夫君） 板倉町はいいのだ。館林市から来たかって話しているんだよ。

○福祉課長（小野田博基君） だから、館林から来ます、まきばのほうへ。

○委員（青木秀夫君） 払わなくていいのだから。

○福祉課長（小野田博基君） 払わないです。

○委員（青木秀夫君） 板倉はその分減るのでしょうか。

○福祉課長（小野田博基君） はい。

○委員（青木秀夫君） だから、ふじおかへ行った人は、板倉が払うから栃木の分は減るわけだ。

○福祉課長（小野田博基君） そうです。

○委員（青木秀夫君） だから、結局プラマイゼロになるのではないのかい、追加になるけど。

○福祉課長（小野田博基君） ならないです。そういうのではないです。人数分で、人数、行った人の分だけ……

○委員（青木秀夫君） 違う、違う。例えば人数が30人、30人だとすれば、プラマイゼロになるのではないのかい。

[何事か言う人あり]

○委員（青木秀夫君） いいかい。仮定の話だ。

○福祉課長（小野田博基君） はい。

○委員（青木秀夫君） 板倉からふじおか幼稚園へ30人行っているでしょう。30人の負担するのに2,000万円かかったと。板倉町で出したと。そうすると、館林からまきば幼稚園へ30人例えば来ていたら、館林市からまきば幼稚園に2,000万円来るから、本来なら板倉町がその人数に合わせて負担している分が、その分カット

できるのではないのかいというの。そうでなければ意味がないではない。広域でやるのだから、どこの区域でも平等にやらなければおかしいでしょう。

○福祉課長（小野田博基君） 基本の話をしていただきますと、保育園、今まで、旧来の制度であった保育園、これについては、一般会計を通ってやっています。今度の新制度の部分は、板倉のひまわり幼稚園は私学助成制度で今までどおりの形で教育委員会からの運営費補助と、あと私学助成のほうでやっています。こども園につきましては、例えばまきば幼稚園に館林の人が30人来たとすれば、館林のほうから園のほうに直接館林から運営費として行きます。板倉の人がまきばに50人行っているとすれば、その分は行きます。

そのまきば幼稚園部分については、ある程度当初予算で見込めましたので、当初予算のほうに計上がしてございます。ただ、広域入所の関係につきましては、当初予算のときに、ある意味見えなかった部分がありました。その部分において、ふじおか幼稚園のほうに34人という大きな人数が行っていったので、ここへ来て2,000万円の補正になってしまったということをご理解いただければと思います。

○委員（青木秀夫君） 話聞いていると。では、結論から言うと、得するのは国が得するということだな。そういうことだろう。介護保険の改正なんかと同じように、結局は、結論を見ると、負担するのが、地方自治体の負担が増えるわけだ。そういうことだよ。それで、その分国の負担が減るといふことなのだ。介護保険なんかの仕組みと一緒だ。そういうことだよ。それならわかるのだ。地方自治体が、今まで国から出していたお金を削った分をこども園に対して負担していると。

それと、ふじおか幼稚園って、三十何人も行っているの。ニュータウンあたりの人が随分、ふじおか幼稚園は、教育長は英語の先生だけれども、英語をやるのだとかと、人気があるのだとかと言っているとかと聞いているのだけれども、30人も行っているのかい。結構行っていると聞いたけれども。

[「34です」と言う人あり]

○委員（青木秀夫君） 34、さっき聞いた。だから、そんなに行っているのだ。数人だと聞いたのだけれども。それはわかりました。これは、結論は、国の負担の肩がわりを地方の市町村がするということだと理解すればいいのだね、このこども園の制度というのは。わかりました。

○委員長（今村好市君） ほかに。

市川委員。

○委員（市川初江さん） 11番、市川です。

16ページの6款5目の説明のところ、下から2番目の、先ほど保険が適用と、損害賠償の37万9,000円の追加の件ですけれども、これは保険で出るといふことになりましたので、追加しないで取り消しにしてもいいのかなとちょっと思って、その件が……

[何事か言う人あり]

○委員（市川初江さん） だって、保険で出るのでしょうか。

[「とりあえず立てかえるなりにしてね」と言う人あり]

○委員（市川初江さん） 何、では。

○委員長（今村好市君） 産業振興課長。

○委員（市川初江さん） それと、ちょっと待ってください。それが1点と、こういう件で、大分前なのですけれども、町道で、どこかの田んぼから水が漏れて、転んでしまって骨折したと。それで、やはり保険で

出るということで適用になって、その方は保険で治療したわけですけれども、再三こういうことがあると、情報になると、自分も町で何とか責任とってもらえるものだったらということで、町のほうで責任とることが多くなっても困るなど、そういう点も考えられるわけです。ですから、こういう対応というのは大変慎重にやらないといけないのかなと思うのです。保険かけているから、保険で出るからいいやということになりますと、1つ、2つ許可をしてしまうと、本当に次から次に、もしかしたら、そういう情報を聞いて悪用されるようなことがあっては私はいけないなと思うので、その件について町のほうの対応はどのように考えているか、その2点ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（今村好市君） 産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） お世話になります。

最初の質問の保険金の関係なのですけれども、これにつきましては、町のほうで今回補正をいただいて、ご本人様との和解契約書をもとに一旦は支出をしまして、その領収書と和解契約書だとか、そういった必要書類をそろえて、最終的なものを保険会社のほうに請求をして後ほどいただくということで、これにつきましては金額が今後支払った暁に入ってくるものですから、12月の補正とかで今度は歳入で対応したいということでご了解いただければと思います。

それと、2点目の過去の部分というのは、ちょっと私どもはわかりかねる部分があるのですが、今回の事案に対しましても一番気を使ったところというのが、明らかにその、今回の農作物に被害を与えたのが、その遊水池から発生した種子が原因なのかということとを特定するということで今回かなり時間を要したという部分もあります。ですから、それを、現場のハウレンソウを県の機関に持ち込んで、これがその地点で発生している要するに種子かどうか。それはなかなか判断がしづらい部分もあるのですけれども、そういったことで、議員さんがおっしゃられるように、いろんなところには種がくっついたから、これは町のどこかから飛んできたとか、いたずらにそういうふう被害が拡散するようなことでも困るので、これは明らかにその遊水池ということでの特定。それで、明らかに町のほうの瑕疵が認められたという中での和解ということで、そこに至る経緯というのは、相当慎重に扱ってきたということでご理解いただければと思います。

ですから、全てが、保険があるから、何でもぼんぼん払えるものではないということで、我々もその証明みたいなものを一生懸命やりまして、それを逆に言うと、保険会社のほうと説明をすることでというような形の中での支払いというような形になるかと思っておりますので、そのような調査事項も入っているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） わかりました。最初に出しておいて、その後保険からおいたら、また入れるということですね。

そういうことでございますけれども、やはり今後は本当にこのようなことがないように、皆様の大切な税金でございますので、対応のほうをしっかりとお願いしたいなと思います。しっかりと対応したのだと思うのですけれども。こういうことが軽く、町民の皆さんにほうに入りますと、次から次にということも考えら

れますので、しっかりと対応をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） ほかに質問ありますか。

針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） 2番の針ヶ谷です。よろしく申し上げます。12ページお願いします。

個人番号関係で、まず印字プリンター機器購入費として97万円計上してあるのですけれども、台数はわからないのですが、印字プリンターの台数を増やして、個人番号カード交付事務の専用これを充てるのか、あるいは印字プリンター自体が特殊なもので高額であるのか説明をお願いします。

○委員長（今村好市君） 戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） プリンターの関係のご質問ですけれども、こちらのほうは通知カード、あと個人番号カードの専用のプリンターを1台購入する予定でおります。プリンター自体は、小さいものを印刷するものですから、ある程度特殊なものですので、価格としては約40万円程度あります。そのほかに、その印字する文字を入力しなくてはいけないというのがあります。別のパソコンから新たに入力をして、また印字をするという、やはり時間のロス、それと誤字脱字も発生する可能性もありますので、現在使っている住民異動のときに入力したデータをそのまま使えるような形にシステムを変えろという作業がありまして、そちらのほうのシステムの変更も伴ったパソコンの購入ということで、1台になりますけれども、約100万円近い金額になっております。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ちょっと立って質問してください。

○委員（針ヶ谷稔也君） 済みません、失礼しました。

続いてですが、個人番号カード交付事務で、臨時職員の経費として105万円ということですが、臨時職員の採用時期は、何月何日からどのくらいの間で何人ほど雇用をして、雇用の際する資格、技能の制限があるのであれば、そこも教えていただきたいのですが。

○委員長（今村好市君） 戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 臨時職員ですけれども、一応通知カードが10月以降発行されますので、それに合わせた形で採用を考えていきたいと思っております。期間とすれば、とりあえず6カ月間というのを目標にしております。資格につきましては、特別な資格は要りませんので、パソコンの入力等できる程度であれば問題ないと考えております。

以上です。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

まだ審議の途中なのですが、昼食のため暫時休憩をしたいと思います。

再開については1時から再開をいたします。

休 憩 （午後 0時00分）

再開 (午後 1時00分)

○委員長(今村好市君) それでは、再開をいたします。

引き続きまして、一般会計補正予算(第4号)についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[何事か言う人あり]

○委員長(今村好市君) いや、もう少し、やっていない人が。2回目に入ってよろしいでしょうか、まだ質問されていない方。よろしければ2回目に入りたいと思います。

それでは、2回目目の質問を。

市川委員。

○委員(市川初江さん) 11番、市川です。

18ページの10款2目のところで文化財保存活用事業、シダレザクラの剪定の件なのですが、これは業者はシルバーさんなのか、それとも専門的に業者を頼んでいるのかどうか。

それと、この5万4,000円で何本ぐらい剪定をしているのか。

[何事か言う人あり]

○委員(市川初江さん) 1本だけ。そうですか。では、業者のほうをお願いいたします。

○委員長(今村好市君) 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(多田 孝君)登壇]

○教育委員会事務局長(多田 孝君) ただいまの市川議員さんのご質問ですが、シダレザクラの剪定ということでございます。こちらは、台風11号の強風によりまして、頼母子にございますシダレザクラの木の枝が折れてしましまして、その全体的な剪定、それから折れた箇所、また剪定した箇所の跡の薬剤の処理ということで、業者につきましてはシルバーではなく、一般の造園の会社をお願いをしております。

なお、シダレザクラにつきましては、ご存じのとおり、頼母子にございます町指定のもの1本ということになってございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○委員長(今村好市君) よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○委員長(今村好市君) 延山委員。

○委員(延山宗一君) 16ページになります。農地費の関係です。農地中間管理事業ということでマッチング委託料、JAに委託ということの説明があったわけなのですが、このマッチング委託料、JA委託42万円というのは、どのようなものを委託をされているのかお伺いしたいと思います。

○委員長(今村好市君) 産業振興課長。

[産業振興課長(橋本宏海君)登壇]

○産業振興課長(橋本宏海君) ただいまのご質問ですが、これにつきましては農地中間管理事業、ご承知かと思うのですが、貸し出しをしたいという方が手を挙げて、それに対して借り手さんが申し込んで、これが複数ある方を、お見合いをさせて貸し借りを成立させるというのが一つの形のわけなのですが、このマッチングにつきましては、今館林邑楽郡の1市5町で協議した中で、JAさんというよ

うなことで進めている中で、JAさんが間に入ったことで、多く複数出てきた場合に、例えば貸し手さんがいて、借り手さんが何人もいたときに、ではどの方がふさわしいかというような調整事項をする部分を、JAさんに今後調整して委託で1市5町で出していきたいというような形の中で補正をお願いしているような形でございますので、この金額につきましては、あくまでもやはり予定の推計値というような形の中で、今後調整を進めて、今面積割で、おおむね板倉町だとこれぐらいの需要があるだろうというような形の中で県からの金額が提示された形の中で、この金額をしまして、実際には実数に応じて最終的には精査されるというような形になります。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） JAにも委託をしているということになるのですけれども、当然中間管理機構という立場の中で、板倉町の農業委員会のところへ事務所を置いて、例えば中間管理機構、その中でのいろいろな面について、貸したり借ったり、そういうのを、作業運営の事務に当たるというようなことかなとも思うのですけれども。この42万円、どういうふうなことの中で、例えば1筆ごとなのだから、1人ごとなのだから、それもちょっと定かではないのですけれども、この金額が出てきた。当然町も委託をする情報というのは得てもらわないと、ただ農協にげたを預ければいいのだというものではないのですけれども、当然町としても把握をしながら、本来はその管理機構という組織をしっかりとこれは考えていかなければならないのかなとは思っているのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○委員長（今村好市君） 産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） いずれにしても、先日の中でもご説明しましたように、まだ中間管理事業がなかなか業務の概要が見えてこない中で、1市5町の中で板倉と館林だけがマッチングの予算化がされていないという中で、今年度農協さんとそこいら辺を結んでいくというような形で進める中で補正ということとして、基本的には貸し手さん、借り手さん、これはそれぞれが手を挙げてというところでは町のほうに情報が入ってきますので、その中で町は、貸し手さんと借り手さんの情報を農協さんにすることで、その中の調整を農協さんをお願いするということが、町とすれば、借り手、貸し手の情報を整理したりだとか、その辺の事務処理をして県につなぐだとか、そういう一連の事務処理というのは町として実施していきまして、その中の農家さんとのお見合いの作業みたいな部分を農協さんに今後お願いしていくというふうな形で今進捗状況でございます。ですから、ある程度の部分は町も押さえた形の中で実施していくということでございます。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 今の答弁の中に入っていなかったのですけれども、筆の割なのですか、それとも今回1軒当たりの戸数割みたいので42万円というような金額が設定をされたということなのですか、割り出し方は。

○委員長（今村好市君） 産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） その辺については今協議中でして、最終的には多分筆ごとの扱いになるかと思えます。1軒ですと、1軒で何筆も今現在でも出されている方もいらっしゃると思いますので、最終的にはそのような形になるかと思うのですけれども、今のこの金額につきましては、館林邑楽郡の面積割で国から来ている予算を、機構のほうである程度推計値で案分をして、板倉町のオーダーは暫定的にこの価格ということでの今提示がありまして、それを予算化して、最終的には出来高で精査するというような形になろうかと思えます。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 今後進めていく中においては、JAとも連携をとり合いながら、この字のごとくマッチングしながら情報をお互いに共有して、貸し手、また借り手、しっかりと把握をしながら中間管理機構の位置づけをしっかりとしたものに今後していただきたいと思います、そんなふうに思います。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 17ページの太陽光発電設備のことで先ほど説明があったのですけれども、よくわからないので、もう一度確認したいのですけれども、この太陽光発電設備というのは、これはこういう施設の、学校なんかの屋上にでも設置するとか、あるいは地べたでどこかあいている敷地にするとか、これはどういふところへするのかということ、これは先ほど7万円がどうのこうのとかとお話が聞けたのですけれども、その金額は何の金額なのか。それと、これは蓄電設備なんかも入っているのですか、発電と蓄電設備を入れてこの4,200万円ですと工事するということで、売るのが目的というよりも蓄電するのが目的なのか。発電したものは、自家消化するのですか。自分のところで使うと。売るのではなくて。それで、その余剰分が7万円ぐらい浮くという話のことなのですか。その辺もう一回説明いただきたいのですけれども。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） それでは、もう一度ご説明したいと思います。

まず、1番目のパネルはどこに設置するかということですが、これは屋上を予定しております。各小学校と中央公民館の屋上です。

それと、2つ目の金額、7万円は何の値段かということなのですが、太陽光パネル発電が10キロワットの能力を持っています。これを電気代に換算すると7万円だということです。その分が現在小学校で使っている電気代から差し引きになりますよということで、小さい金額ですけれども、金額よりは災害時のときの電源確保が一番目の目的ですということを言いました。

それと、3つ目の電気をためるかどうか、蓄電ですね。これは蓄電装置を備えたものです。もしも災害があった場合でも、夜でもそれを使って対応ができるというようになっております。

最後の4つ目になりますけれども、その10キロワットでつくった電力はどうするのかということですが、原則これは平常時はその施設で消化することになります。そういうことがありまして、通常電力を一番使うところとして職員室ということを考えております。当然、ですから余った電力というのは売らないで、蓄電と消費、自家消費ということになります。

以上です。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 10キロワットで7万円というのはどういうことなのですか。10キロワットで7万円の発電量しかないわけではないのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 10キロワットを電気料金に換算すると7万円ということです。ですから、例えば東小学校が現在1年間に257万円の電気代がかかっていますけれども、それが1年間その太陽光発電をすることによって7万円の電気をかせぎますので、その分がマイナスになるということです。7万円というのは、10キロワットを1年間に換算した電気料金です。

○委員（青木秀夫君） 例えば東小学校は250万円かかるでしょう。発電した電気は売電すれば幾らになるのですか。1キロ42円とか何とか、今下がっているといろいろあるのですけれども、それとは関係ないのですか、これは。どういう仕組みなのですか。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 売電はあくまでもしませんで、10キロワットの発電をしますから、それを自家消費するわけです。ですから、1年間その分が減りますから、もしそれを電気料に換算すると7万円が自家発電で賄えますよということなのです。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） これだけの金額のもので7万円しか発電量がないということ。だから、それがわからないのです。年間でしょう、それも。月ではないのでしょうか。民間の人がやっても、2,000万円ぐらいの太陽光発電設備をすると、結構、10年ぐらいでもとはとれてしまうのだとかという話も聞いているのですけれども、10キロワットというのはどのぐらいな規模なのだから、家庭用の屋根に乗っかるのが4キロぐらい。

[「そうですね」と言う人あり]

○委員（青木秀夫君） あれだって相当の、自分ちの電気料分ぐらいは夏なんかなら使えるのだとあって、余って売れるのだとかというのだけれども、これは10キロで7万円ぐらいしか発電しないのですか。それはどういうことなのでしょう。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） これは、こちらのほうで年間の電気料を払っていますけれども、その辺の電気料と使ったキロ数というのでしょうか、それを換算してみると、さっき言ったように、太陽光10キロのを入れることによって、試算では7万円ほど浮きますよということだったわけです。

○委員（青木秀夫君） だから、ばかに能力がないのかなと思う。だって、4キロワットで、一般の家庭だって10万円や15万円の発電量をするのではないの。これは2.5倍ぐらいあって。それで、金額だけ高いよね、これは。幾ら。10キロワットで1,400万円。一般の家庭では250万円か300万円をつくるのでしょうか、4キロで。どうなのですか。係はどこだっけ、太陽光発電の。課長はどなた。産業振興課。太陽光発電の補助をしている担当課はどこでしたっけ。

○委員長（今村好市君） 環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 環境水道課のほうで一般家庭が設置します太陽光発電、こちらについて補助金を交付しております。そういった事業を進めております。こちらが4キロまで、1キロ当たり2万5,000円、4キロを超えたもの……

[何事か言う人あり]

○環境水道課長（荻野恭司君） キロワット当たりの補助金ということで、その発電料金、発電の内容については、改めて申請とかということでは求めておりませんので、ちょっと内容的にはわかりません。発電量ということですよ。

○委員（青木秀夫君） 一般的に標準があるのでしょうかね。天気の日もあつたり雨の日もあるから、そんなものはいろいろだから、その場所もあるけれども、平均4キロワットで年間どのぐらい発電して、どのぐらい電気代が浮くのだよとか、費用対効果で計算してやっているのでしょうか。それで概算でわかっているのではないのかい、そのスタンダードが、基準が、4キロワットのを屋根の上か何かに家庭用のをつけた場合にはどのぐらいの発電しますよと、電気料金に換算すると幾らぐらいになりますよと、そういうのはわかっていないの。

○環境水道課長（荻野恭司君） 補助の制度上……

○委員（青木秀夫君） 補助はいいというのだ。補助の金額なんか聞いていないでしょうが。

○委員長（今村好市君） わかっているかわかっていないか。わかっていないければ後で調べればいい。

○委員（青木秀夫君） 発電の金額を聞いているのだ。

○環境水道課長（荻野恭司君） 内容的にはわかりかねます。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 今回の差額の金額の計算の方法としましては……

[何事か言う人あり]

○総務課長（根岸一仁君） 要するに幾ら安くなるかということです。今回のパネルを入れることによって、例えば小学校で使っている電気料がどのぐらい安くなるかというところの試算をしたそのやり方というのが、電気料金が幾らかということをはじめて積算したのではなくて、年間の電気使用料がありますけれども、それを1日当たり10キロワット使わなくなったということで計算をしていった場合に、年間の金額がその分減りますよということで金額をはじいたということなのです。ですから、売電金額が幾らかということよりも……

[「どっちでもいいよ。買わなくて済むんだから、自分ところで使えば」

と言う人あり]

○総務課長（根岸一仁君） そうですね。ですから、電気料が減った分だけ……

[「その金額どのぐらいなの」と言う人あり]

○総務課長（根岸一仁君） 金額が、全体合計額を比べてみると7万円ほどが浮いたということだったので。

○委員（青木秀夫君） もう一回、では。最後。それが変な算数だということです。7万円というのは少な過ぎないかいと言っているのです、そのスケールからしても。10キロワット。大体10キロワットするのに、また設備費が物すごく高いではない、1,400万円といたら。それは蓄電設備もあるから高くなるの。えらい高くない、これは。民間の人がみんなやっているのでしょうか、個人で屋根の上にくっつけて、4キロワットぐらいなのを。それと比べると、それが200万円とか250万円とかという金額からすると、倍以上するのではないかなと思う。しかも、発電能力がないのだとしたら、何なのですかということで聞いているのです。7万円しか発電しなかったら、おかしいですね。みんな個人でやっているのも、営業で、企業で個人でやっているのがありますよね、大型の発電のだって。あれは10年ぐらいでもとがとれるというわけでやっているわけでしょう。だから、ちょっと、7万円しか発電しないというのが、何とも不思議な、能力がない発電所だなと思うのです、高い割には。

○委員長（今村好市君） 町長。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ご指摘のとおりに聞こえます、私が聞いても。正確かどうかわかりませんが、ヤマダさんのあそこの住宅、平均一般標準家庭は1万四、五千円の電気料、それで12カ月分、それは4キロぐらいです、最大で。なおかつそのほかに多少売電収入もあるみたいな可能性で広告なんか出ていたときもあるわけですから、いずれにしても10キロワットということからすれば、先ほどの7万円とかというのは、誰に頼まれて試算して出したお金、数字わかりませんが、青木議員さんがおっしゃるような非常に不思議な。それを逆説的に言えば、施設がいわゆる高過ぎるというような感じもいたします。

ですが、いずれにしても私も総務課から話を受けたときに、町は一銭も出さなくていいのかということなのです。100%特定財源。だから、「へえ」ということで、「じゃ、うんとつけろな」と言ったところですが。したがって、町のお金はかけずにというところの判断で私もゴーサインを出したわけでありまして、細部についての先ほど言った疑問は、私自身もまさに青木議員が質問しているのと同じように思いますので、一定の時間をいただければ調査ができようかと思っておりますので、それも正確な答えになるかどうかわかりませんが、時間の猶予をいただきたい。

○委員長（今村好市君） 細部の調査については後日でよろしいですか。

○委員（青木秀夫君） 後で。それで、もう一つ聞きたいのは、各市町村全部これが来てやっているの。これを日本中やったら大変な金額だと思うのだ。随分、どこからこの資金が出てくるのだから、財源が出てくるのだからわからないのですけれども、詐欺話みたいな変な話なのですから、後でよくでは調べて、町が損をしないように、だまされないように。さっきの町長、一円も持ち出しがないのだからとやったら、後で違ったのだよなんていうことにならないようによく後で調べておいてください。結構です。

[「もう一度調べ直してみます」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） ほかに。

なければ質疑を終結をしたいと思います、よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） それでは、議案第43号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、議案第43号は原案のとおり可決決定すべきものいたします。

次に、議案第44号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、担当課長からの説明をお願いいたします。

健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） それでは、議案第44号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の細部につきましてご説明を申し上げます。

今般の補正につきましては、平成26年度決算に従いまして、社会保険診療報酬支払基金及び国からの交付金、負担金の精算に係る補正でございます。歳入歳出それぞれに2,217万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ22億3,533万7,000円とするものでございます。

議案書の6ページをお願いいたします。歳入でございます。10款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金、1節療養給付費交付金繰越金に664万6,000円の追加でございますが、こちら社会保険診療報酬支払基金から平成26年度に退職被保険者等に係る退職者の方の医療給付費分として概算で交付された額のうち、26年度の額の確定によりまして、多く交付になっております金額について、社会保険診療報酬支払基金との精算のために27年度の歳入として受け入れをいたしまして、歳出から同額を返還金として返還するための財源とする歳入の補正でございます。

10款1項2目その他繰越金、1節前年度繰越金1,553万円の追加でございますが、こちらも同様に、平成26年度分の国からの療養給付費の負担金の概算交付額が過大となったため、この返還のための財源といたしまして前年度繰越金を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。先ほど歳入のほうで申し上げたとおり、平成26年度分の確定によりまして国及び社会保険診療報酬支払基金から町への概算交付額が過大となったために、返還のために、3目一般被保険者償還金につきましては1,553万円の追加、4目の退職被保険者等償還金につきましては664万6,000円の追加をいたすものでございます。

以上、細部の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご採決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（今村好市君） 説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。質問ありませんか。

質疑よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） それでは、質疑を終結をいたします。

議案第44号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、よって議案第44号は原案のとおり可決決定すべきものいたします。

次に、議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、担当課長からの説明をお願いいたします。

健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 続きまして、議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成26年度介護保険事業費の確定によります前年度繰越金、それと補助金、交付金の精算のための補正というのが一つと、もう一点、一般会計で追加補正をお願いいたしました、介護保険特別会計の地域支援事業で実施しておりました介護慰労金の支給が、国の要綱の改正によりまして、介護保険特別会計からはこれまでどおりの実施ができなくなりましたので、一般会計のほうで移して実施したいという補正をお願いいたしました。その関係で介護保険特別会計から減額をさせていただき補正の2点でございます。歳入歳出それぞれで385万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を11億4,413万7,000円とするものでございます。

それでは、具体的な説明をさせていただきます。説明の順が前後して大変申しわけございませんが、8ページの歳出を最初にごらんいただきたいと思っております。8ページの歳出の5款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、2目の任意事業費の20節の扶助費でございますが、こちら介護慰労金につきまして310万円の減額ということでございます。こちら先ほど来お話申し上げましたが、国のほうに要綱の改正によりまして、介護サービスを受けていない方が介護慰労金の支給の対象になるということに変更となりますので、これまでの同様の形で支給させていただき方につきましては、一般会計のほうに移させていただいて、一般会計に移った額につきまして、そっくりこちら310万円の金額につきまして介護保険特別会計から減額をさせていただきものでございます。

それでは、済みません、前に戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。歳入関係で今の310万円の減額に伴います歳入の減額というのが幾つか出てまいりますので、先に歳出の大きい部分について説明をさせていただいたものでございます。

6ページの3款2項3目の国庫支出金の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）部分でございますが、こちら120万9,000円の減額でございます。先ほどの介護慰労金310万円の国負担分、39%分の減額でございます。

4款の支払基金交付金につきましては、こちらは26年度分の実績に伴いまして、第2号被保険者から負担される29%分の交付金分が不足でしたので、追加交付となったものでございます。

5款の県支出金の2項2目のやはり地域支援事業交付金の60万5,000円につきましては、介護慰労金310万円の19.5%の県負担分の減額でございます。

7ページの7款繰入金、一般会計繰入金のこちら介護慰労金310万円の町負担分19.5%の減額分、60万5,000円の減額でございます。

次に、7款の繰入金、基金繰入金でございますが、基金繰入金につきまして、今回のもろもろの補正等に伴いまして1,620万8,000円の減額ということでございます。

8款の繰越金でございますが、前年度繰越金として2,139万8,000円を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございますが、310万円の関係、介護慰労金の関係につきましては、先ほど最初にご説明を申し上げました。

7款の諸支出金につきまして、こちらでございますが、それぞれ27年度に過大に、多く町のほうに交付されたものについて、精算で返還をするものでございます。介護給付費の国庫負担金につきましては、居宅分が国20%、施設等については国15%の負担分でございます。地域支援事業交付金の国庫分につきましては、こちらは介護予防事業に関する部分が国25%、包括支援事業等々が39.5%という負担割合分でございます。

次に、地域支援事業交付分、支払基金への返還でございますが、こちら支払基金負担の29%分でございます。

最後の介護保険事業補助金（国庫）の返還金176万7,000円については、こちらは制度改正に伴うシステム改修の補助金ということで、国負担分の2分の1の過大に交付になっておった分の返還でございます。

以上、雑駁でございますが、説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご採択賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（今村好市君） 説明は終わりました。

質問ありますか。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 今この介護保険の、これだけ返還して基金の残高はどれだけあるのですか。

○委員長（今村好市君） 健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 26年度末の基金残高が、決算書等もごらんいただきますと最後のほうに出てまいります、1億2,181万7,153円となっております。

[「現在高は」と言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） 現在ですと、それから8月15日に基金利息が入りましたので、1億2,129万2,966円となります。

[「それからこの1,600万を……」と言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） そうです。これは、前年度の繰越金の中からほとんど返還いたしますので、財源的には、26年度に多く交付された分をそのまま26年度に繰り越して、その分を国とか支払基金にお返しするという……

○委員（青木秀夫君） そんなこと聞いていない。基金がどれだけあるのですかと聞いているのです。

○健康介護課長（落合 均君） だから、基金は先ほど申し上げた金額です。

○委員（青木秀夫君） それで、ここに、基金に……戻しているのでしょうか、基金に。

○健康介護課長（落合 均君） 戻すというか、基金から繰り出す額を減額ということで、まだ実際には繰り出しは行っておりません。

○委員（青木秀夫君） 繰り出してないのかい。

○健康介護課長（落合 均君） はい。

○委員（青木秀夫君） 予算だけで。

○健康介護課長（落合 均君） 予算上です。当初の予算を組む段階で……

○委員（青木秀夫君） これは今年度の予算の1,600万円のを減額したのかい。

○健康介護課長（落合 均君） そうです。

○委員（青木秀夫君） もう。もうしてしまったのだ。

○健康介護課長（落合 均君） はい。

○委員（青木秀夫君） 間に合うだろうということ。

○健康介護課長（落合 均君） 繰り越し……そうです。今回の繰越金等を見た中で、減額のほうの、基金からの繰り入れは減額をさせていただいています。また、今後給付費等の状況によっては繰り出しも必要になるような形になりますが、今回の補正に合わせた中では、1度整理はさせていただいたような形でございます。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） ばかに早く減額するから、まだ3月まで随分先があるのに。またではそのときの状況を見て、足りなさそうなら、ここでまた補正で基金から繰り入れで予算計上するということもあり得るわけだ。余り早いから、どうしたのかなと思って聞いたのです。結構です。

○委員長（今村好市君） ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 質疑を終結をいたします。

議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、よって議案第45号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

○閉会の宣告

○委員長（今村好市君） 慎重な審議ありがとうございました。ただいまご審議いただきました議案第43号から議案第45号までの審議決定は、明日9月9日の本会議で行います。

以上をもちまして本日の予算決算常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 1時40分）